

「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」設置要綱

環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室

1. 目的

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの更なる導入を促進する必要性が高まっており、環境への影響を未然に防止しながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を円滑に進めていくことが求められている。

そうした中で、業界団体等から、着床式洋上風力発電施設について、残置が許可される基準が不明確であるとの課題が指摘されている。

こうした背景を踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき事業者が海洋施設廃棄の許可申請を行う際の参考となるよう、本検討会では、着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方について検討することを目的とする。

2. 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき

- (1) 着床式洋上風力発電施設の残置に係る事項
- (2) その他検討に当たり必要となる事項

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、水・大気環境局長が、検討事項に係る学識経験者（別紙（略））の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- (6) 検討会は、必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。

4. 事務

検討会の事務は、水・大気環境局 水環境課 海洋環境室において行う。

5. その他

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより委員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。